

大成フットボールクラブ会則

平成 27 年 3 月 21 日改正

令和 6 年 3 月 17 日改正

(総則)

第1条 本会則は、大成フットボールクラブの運営にあたっての規則を定めたものである。

- 2.本クラブは、大成フットボールクラブ(略称「大成FC」または「TFC」)と称し、連絡事務所は、代表者宅に置くものとする。

(目的)

第2条 本クラブは、少年サッカーを通じて、規律ある団体生活を経験し、運動力の向上及び健康増進と会員相互の親睦を図る中で、健全な精神と社会性を身につけることを目的とする。

(構成)

第3条 本クラブは、クラブ員及び指導者により構成する。

- 2.クラブ員は、さくら小学校及び近隣学区の小中学校就学前の児童から小学校就学児童までの児童で、本クラブに入会申込した者をいう。

(指導者)

第4条 本クラブは、以下の指導者を置く。代表、監督及びヘッドコーチは、指導者の互選により選出する。

- (1) 代表
- (2) 監督
- (3) ヘッドコーチ
- (4) コーチ
- (5) サポートコーチ

2.指導者は、クラブ員への指導のほか、本クラブの運営を担うものとする。

3.指導者は、無報酬とする。

4.指導者の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(世話役)

第5条 本クラブの運営を補助するため、クラブ員の保護者の中から世話役を置くものとする。世話役は、保護者間の話し合いで選出し、決定する。

2.世話役の中から、以下の係を置く。

- (1) 世話役責任者
- (2) 書記
- (3) 会計
- (4) その他世話役の協議により定めた係

3.世話役は、無報酬とする。

4.世話役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(学年及び学期)

第6条 本クラブの学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2.学年を分けて、次の区分とする。

- (1) 第一学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第二学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第三学期 1月1日から3月31日まで

(クラブ費等)

第7条 クラブ員は、別に定めるクラブ費等を納めなければならない。

2.休会中のクラブ員からは、別に定める休会費を徴収するものとする。

(入会、退会、休会、復会、除名)

第8条 本クラブへの入会に際しては、所定の入会申込書を提出する。

2.本クラブを退会する際は、本クラブあてに所定の退会届を提出する。

- 3.本クラブを休会する際は、本クラブあてに休会を申し出るものとする。
- 4.本クラブに復会する際は、本クラブあてに復会を申し出るものとする。
- 5.本会則及びこれに基づく細則に違反し、又は、本クラブの秩序を乱した者は、代表の判断により、除名することができる。

(当番及び付添い)

第9条 本クラブは、練習及び試合の際に保護者による当番制を実施するものとする。また、保護者は、遠征試合及び合宿にも付き添うことを原則とする。

(会計年度)

第10条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報)

第11条 本クラブは、別途定める個人情報保護方針に従い、クラブ員の個人情報を適切に取扱う。

2.クラブ員は、本クラブへの入会の申込により、以下の各号に同意したものとみなす。

但し、(2)に関して、クラブ員が、個別に顔写真の掲載を希望しない旨を申し出た場合を除く(この場合も、顔が不鮮明な写真は使用することがある。)

(1) 本クラブがクラブ員の個人情報を、本クラブの関係者、施設の管理者、大会主催者、保険会社等の第三者に提供すること。

(2)本クラブが活動の様子を撮影し、撮影した写真を本クラブのホームページやポスターに掲載すること。

(改正)

第12条 本会則の改正は、コーチ及び世話役の1/3以上が出席した上で協議し、その過半数の賛成により行う。

2.前項により改正された本会則は、ホームページへの掲載その他の方法でクラブ員に周知するものとする。

(細則への委任)

第13条 本会則に基づく本チームの運営のために必要な事項については、コーチ及び世話役間の協議により、細則を定めることができるものとする。

附 則

1 本会則は、平成27年3月21日から施行する。

2 本会則以外に別に規約を定める必要が生じた場合は、スタッフ及び世話役間で協議の上、制定し、又は改廃する。

附 則(令和5年10月8日)

1 改正後の本会則は、令和6年4月1日から施行する。